

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	テクノプロ・ホールディングス株式会社	コード	6028
提出日	2021/9/10	異動(予定)日	2021/9/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	高尾 光俊	社外監査役	○														○		有
2	渡部 恒弘	社外取締役	○														○		有
3	山田 和彦	社外取締役	○														○		有
4	坂本 春生	社外取締役	○														○		有
5	三神明	社外監査役	○														○		有
6	田邊 るみ子	社外監査役	○														○		有
7	高瀬 正子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業の経営者としての豊富な経験を有しており、客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることを期待できることから、社外監査役として選任しております。また、当社の定める「社外役員独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
2	該当ありません	銀行、外資系金融機関等における役員としての豊富な経験や広範な人脈に基づいた知見を有しており、当社グループの経営全般についての助言や提言及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
3	該当ありません	弁護士として、企業買収、企業再編、株式実務、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営全般についての助言や提言及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
4	該当ありません	通商産業省政策に携わる行政官として、また経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営全般についての助言や提言及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
5	該当ありません	内部統制・内部監査・リスクマネジメントに関する豊富な知見や実務経験、大手商社時代に培った国際感覚並びに上場企業での常勤監査役としての豊富な経験を有しており、客観的な見地からの当社に対する監督・監査・助言を得ることを期待できることから、社外監査役として選任しております。また、当社の定める社外役員独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
6	該当ありません	公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野における豊富な知見を有しており、客観的な見地からの当社に対する監督・監査・助言を得ることが期待できることから、同氏を社外監査役として選任しております。社外監査役として選任しております。また、当社の定める社外役員独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
7	高瀬正子氏と当社は、独立性を有する外部者としての立場から有益な助言・指導を得るため、また当社社外取締役への就任に先立ち当社の事業の状況や中期経営計画の進捗状況等をご理解いただくことを目的として顧問契約(契約期間:2021年7月1日~同年9月28日)を締結しておりますが、顧問としての報酬の総額は500万円未満であり、当社の「社外役員独立性判断基準」で定める範囲内となっており、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。	グローバルIT企業における豊富な実績と顧客動向及び技術潮流に関する幅広い知見に加え、経営者としての経験も有していることから、当社経営に対する実践的な視点に基づく有用な助言、客観的な判断及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<p>当社では、「社外役員 独立性判断基準」を定めております。本基準において、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、取引については取引先の前年度連結売上高の2%、もしくは当社の前年度連結売上高の2%、寄付については1,000万円、等を定めています。</p> <p>本基準の詳細は、下記URLよりご参照ください。 https://www.techproholdings.com/ir/governance/independence.html</p>
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。